

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

●保険証（被保険者証）を更新します「保険証は1人に1枚交付されます」

後期高齢者医療制度の保険証は、郡上市に住所を有する75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳から74歳の人で岐阜県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人（認定を受けようとするときは届け出が必要）に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成30年7月31日ですので、**8月1日**からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証は、現在のうすい紫色からうすい緑色に変更となります。

《7月31日まで・うすい青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成30年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成30年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成29年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

《8月1日から・うすい緑色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成31年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成31年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成30年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合



※古い保険証を処分される
ときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど
十分注意してください。

●平成30年度の保険料額が決定しました。

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成30年度の保険料は平成29年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた人に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

保険料の 決まり方

平成30年度の保険料
限度額62万円（年額）
※100円未満切捨て

=

均等割額
被保険者1人当たり
41,214円

+

所得割額
被保険者の所得※
所得割率 7.75%

※所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除額）

●平成30年度の保険料の軽減措置について

①均等割額の軽減 改正（2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を拡げます）

軽減割合	軽減後の金額（1人あたり）	世帯（被保険者および世帯主）の平成29年中の総所得金額等の合計額
軽減無し	41,214円	下記以外の世帯
9割軽減	4,121円	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯で、被保険者全員の所得が0円の場合（※年金所得は（年金収入－80万円）で計算。※特別控除（15万円）の適用はありません。）
8.5割軽減	6,182円	「33万円」以下の世帯
5割軽減	20,607円	「33万円」+27.5万円×世帯の被保険者数 以下の世帯 （改正27万円→27.5万円へ）
2割軽減	32,971円	「33万円」+50万円×世帯の被保険者数 以下の世帯 （改正49万円→50万円へ）

▶均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用は無く、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は9割軽減判定時を除き、年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円（65歳以上の人のみ適用）を差し引いた金額となります。

▶軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

②所得割額の軽減 改正

所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人へ適用されていた所得割額の2割軽減措置は、平成30年度から廃止されます。

③被用者保険※の被扶養者であった人の均等割額の軽減 改正

被用者保険※被扶養者であった人は、所得割額の負担は無く、均等割額の軽減割合が従来の7割軽減から5割軽減へ変更されます。なお、所得の低い人に対する軽減にも該当する人は、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません）

保険料のお支払いが難しいとき

保険年金課では、保険料の納付に関する相談を受付けています。失業や災害などで納付が困難な場合はお早めにご相談ください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

保険料のお支払いを年金から 口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている人は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。希望される人は、保険年金課にお問い合わせください。

●高額療養費の自己負担限度額が変わります

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が、下表の自己負担限度額を超えた場合、申請して認められると自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後日支給されます。

支給の対象となった人には、申請書（申請は初回のみ）を送付します。2回目以降は支給対象となった都度、指定の口座へ振り込みます。

平成30年8月診療分から自己負担限度額が下表のとおり一部改正されます。**現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの方は、申請により医療機関での支払額を限度額までとする限度額適用認定証が発行されますので、1か月に医療機関での支払が高額になる人は、限度額適用認定証の申請をして交付を受けてください。**

（限度額適用認定証を提示されない場合、医療機関での支払額が高額になる場合があります。ただし、その場合でも下表の限度額を超えて支払われた額は、申請により高額療養費として後日支給されます。）

●自己負担限度額（月額） 平成30年8月～

所得の区分	外来+入院（世帯ごと）
現役並み 所得者	Ⅲ 同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる人 252,600円+(医療費-842,000円)×1% [140,100円]※ ※[]内は過去12か月以内に限度額を超えたことが3回以上あった場合の4回目以降の限度額
	Ⅱ 同一世帯に住民税課税所得が380万円以上の被保険者がいる人 167,400円+(医療費-558,000円)×1% [93,000円]※
	Ⅰ 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる人 80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,000円]※

所得の区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
一般 ●現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の人 ●現役並み所得者であって、次のいずれかに該当し、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を提出し認定された人。 1.世帯に被保険者が2人以上で、収入の合計額が520万円未満の人。 2.世帯に被保険者が1人で、収入の額が383万円未満の人。 3.世帯に被保険者が1人で、収入の額が383万円以上の場合、70歳から74歳の方の収入も含めた合計額が520万円未満の人	18,000円 ※年間（8月～翌年7月）の限度額は、144,000円です。	57,600円
区分Ⅱ 世帯の全員が住民税非課税の方で区分Ⅰ以外の人。	8,000円	24,600円
区分Ⅰ 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得（年金の所得は控除額を80万円として計算）が0円となる人。		15,000円

ぎふ・さわやか口腔健診について

市では、後期高齢者医療制度に加入されている75歳以上の人等を対象とした「ぎふ・さわやか口腔健診」を実施しています。

この健診では、歯や歯肉はもちろん、「かむ」「飲み込む」などのお口の機能について検査を行います。お口の中の細菌や食べ物が誤って気管に入ることによって起こる肺炎を予防するなど、お口の健康を維持することにより体全体の健康増進を図ることを目的としています。

ぜひこの機会に健診を受けて、いつまでもお口をいきいきとした状態に保ち、体の健康維持につとめましょう。

期間：平成30年6月～12月（※年内診療最終日まで）

費用：自己負担金200円を歯科医院の窓口にてお支払いください。

▶受診を希望される人は、後期高齢者医療被保険者証をお持ちのうえ、次の市内歯科医院へ直接お申込みください。

【八幡】

白木屋歯科医院 Tel.67-1166
 箕歯科医院 Tel.65-3188
 たかはし歯科 Tel.65-6480
 畑佐歯科医院 Tel.65-2533
 俊歯科医院 Tel.66-0186
 はるこま歯科医院 Tel.65-6612

【白鳥】

曾我歯科医院 Tel.82-4788
 田代歯科医院 Tel.82-2230
 中村歯科医院 Tel.82-4262
 西村歯科医院 Tel.82-4433

【大和】

岩谷歯科医院 Tel.88-4155
 さくら歯科医院 Tel.88-1108

【和良】

国保和良歯科診療所
 Tel.77-4008

【美並】

太田歯科医院 Tel.79-3771